

# 堺市の特別支援教育 のめざす姿

# 今回の会議での到達点（論点）

時期	到達点（論点）
令和5年8月 （第1回総合教育会議）	現状の認識 今後の方向性の共有
令和5年11月頃	具体的な取組 目標等

---

# 特別支援教育を取り巻く現状

# 障害種別

## 視覚障害

視機能（視力、視野、色覚など）が永続的に低下することより、学習や生活に困難がある状態

## 聴覚障害

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

## 知的障害

同年齢の子供と比べ、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に遅れがあり、他人との意思の交換等についての適応能力も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態

## 肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

## 病弱・身体虚弱

心身が病気のため弱っている状態や、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態

## 言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。また、そのため本人が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状態

## 情緒障害

周囲の環境から受けるストレスにより、場面によって話ができないなど、自分の意思ではコントロールできない心身の状態が継続し、学習や生活に困難がある状態

### 発達障害

## 自閉症

①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわるという特徴があり、これらにより、学習上及び生活上、様々な困難に直面している状態

## 学習障害（LD）

全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難に直面している状態

## 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、多動性又は衝動性により、生活上、様々な困難に直面している状態

# 特別支援教育の概要

特別支援教育とは、**障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援**するという視点に立ち、**一人一人の教育的ニーズを把握**し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

種類	概要・役割
支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すこと」、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」を目的とする学校。
支援学級	小・中学校に設置されている障害のある児童生徒を対象とした少人数の学級。自立活動や各教科等を合わせた指導など、障害による学習や生活の困難を克服するための特別の指導を、児童生徒のニーズに応じて行う特別の場。
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う。 ○種別・・・言語障害、弱視、難聴、自閉症・情緒障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等 ○時数・・・週あたり1～8時間
院内学級	長期間入院している児童生徒が治療を受けながら通えるように、病院内に設けられた学級。 ○種別・・・病弱・身体虚弱

## 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

(令和4年4月27日 4文科初第375号 初等中等教育局長通知)

**通級による指導の対象となる児童生徒**について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、**安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。**

児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、**自校通級や巡回指導を一層推進**することが望ましいこと。

通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、**今後文部科学省**において、関係者の意見を聴取するなどして、**より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う**予定であること。

## 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について

(令和5年3月13日 4文科初第2441号 初等中等教育局長通知)

校長のリーダーシップの下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制を充実させること。

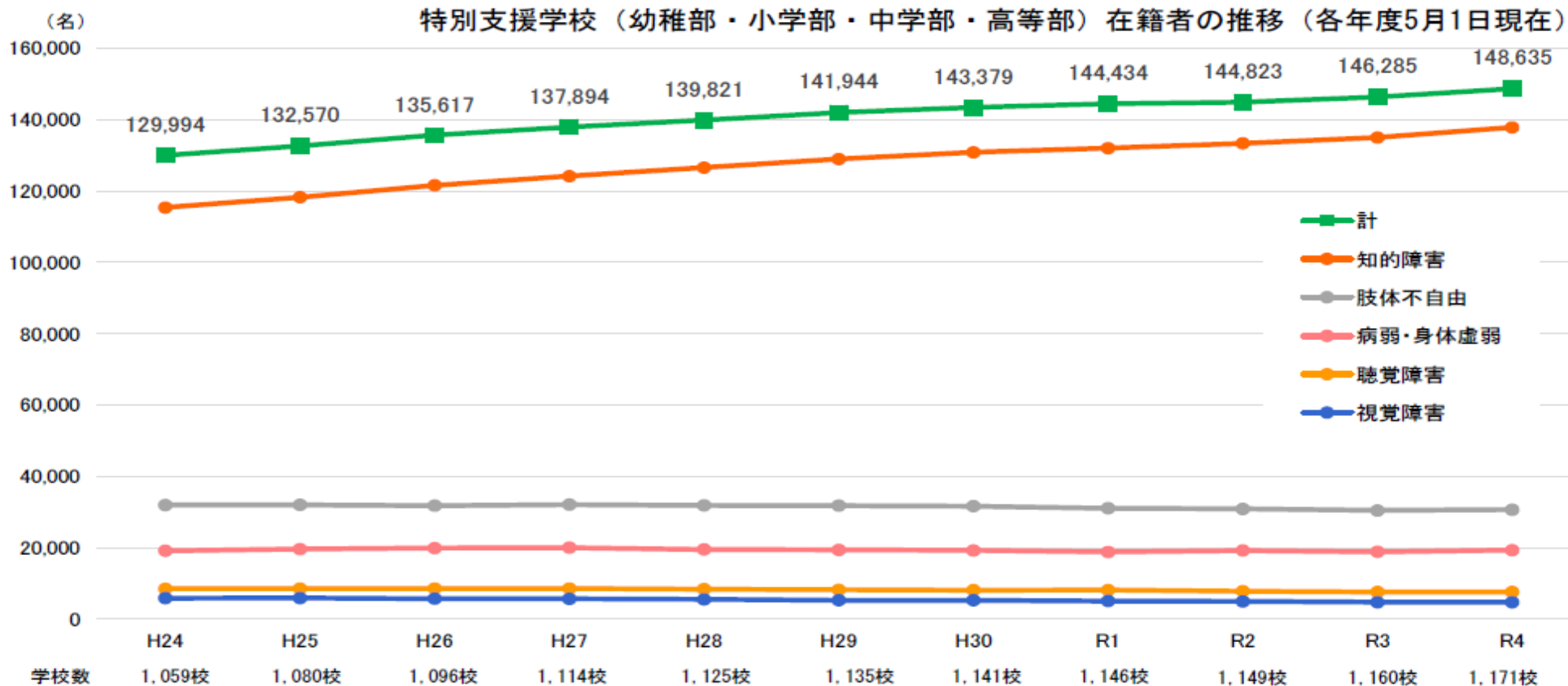
児童生徒が慣れた環境で安心して通級による指導を受けられるように**自校通級や巡回指導をはじめとする通級による指導を充実**させること。

**通級による指導を担当する教師等の専門性の向上**を図ること。

高等学校における通級による指導の実施体制を充実させること。

特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する**特別支援学校における小中高等学校等への指導助言等のセンター的機能を充実**させること。

よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、**特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設**すること。



### 【令和4年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

（出典）学校基本調査

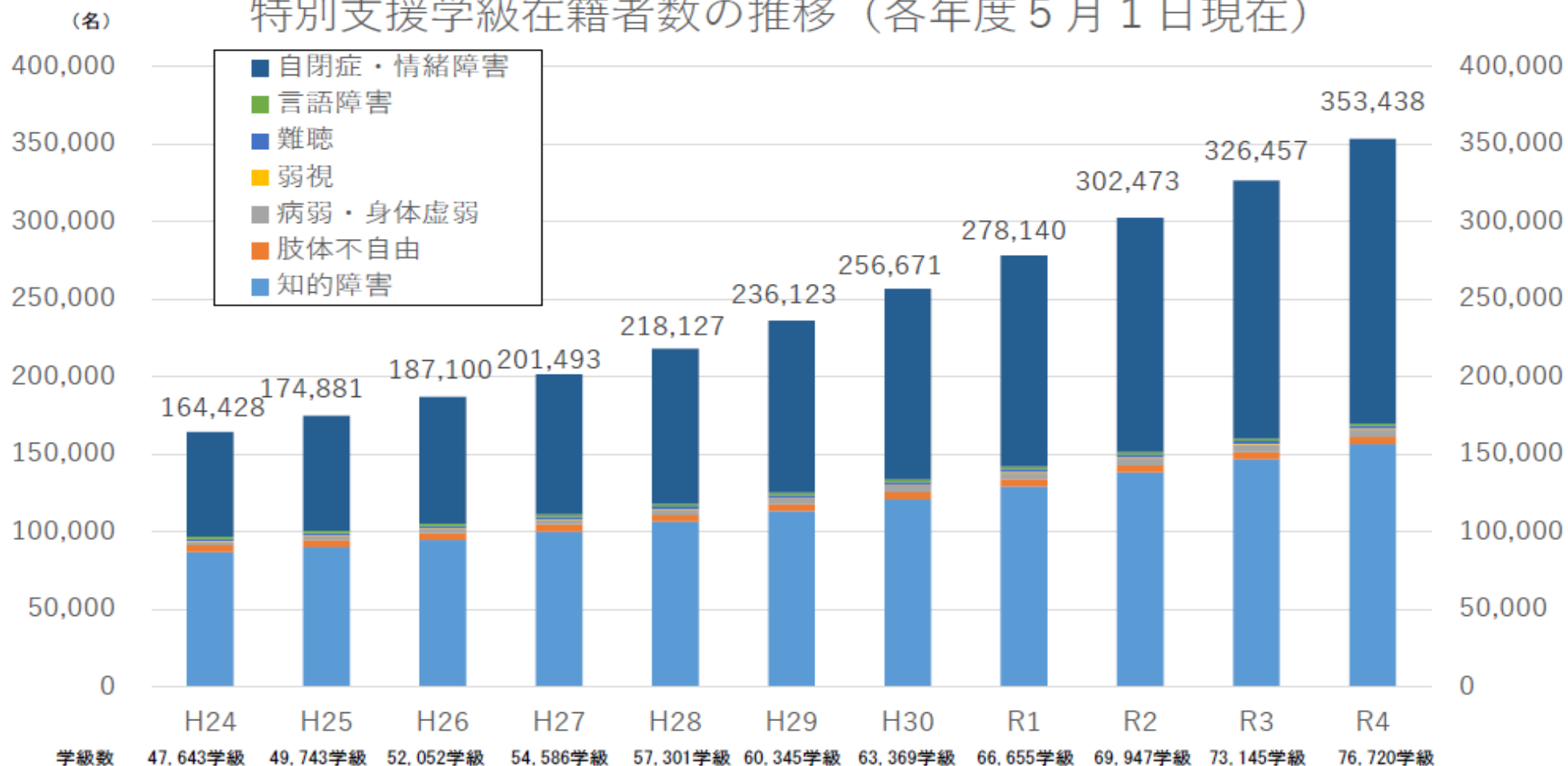
※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。



# 特別支援学級の

## 児童生徒数・学級数と障害種別の割合 (全国)

特別支援学級在籍者数の推移 (各年度5月1日現在)

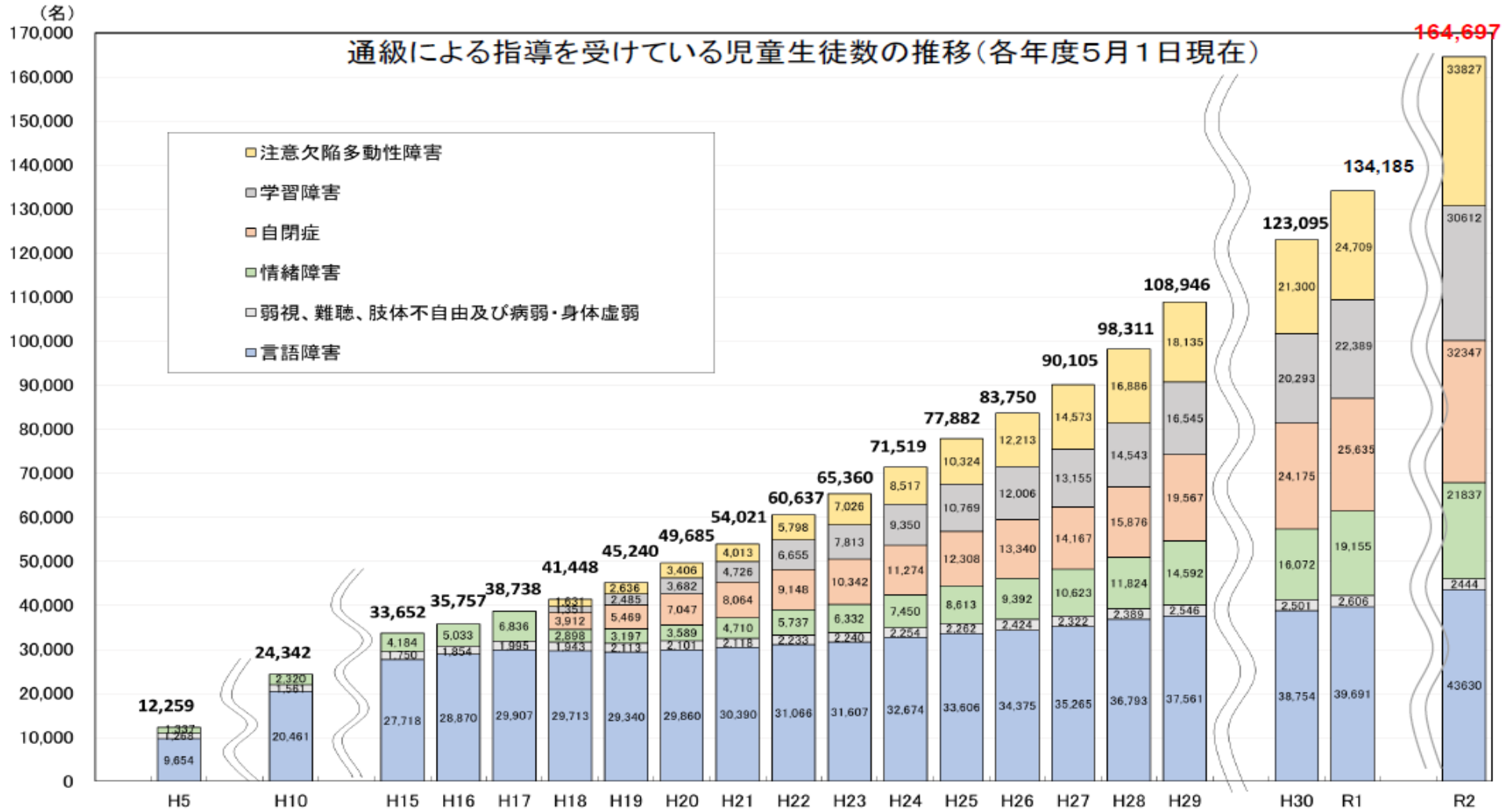


【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

(出典)学校基本調査

# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移 (全国)



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

---

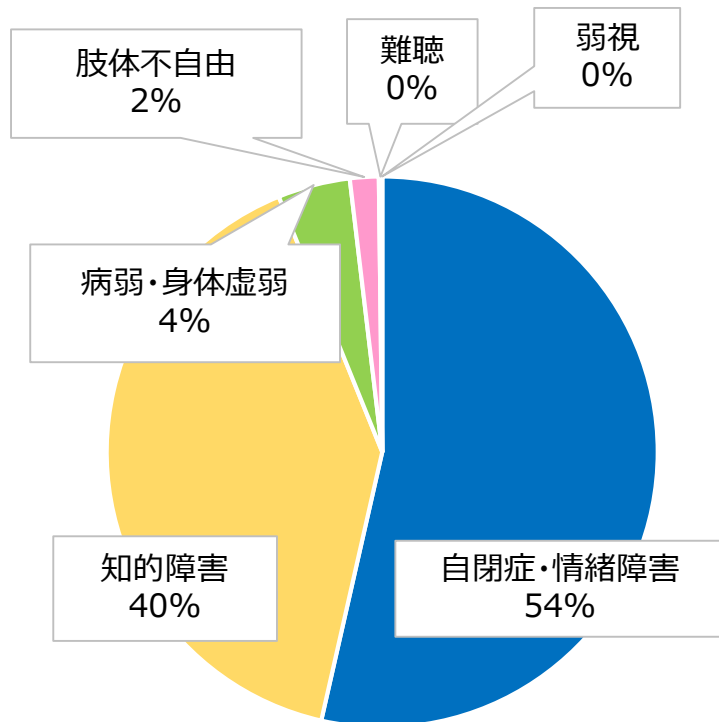
# 堺市における特別支援教育の状況

# 通級指導教室・支援学級・支援学校別の状況

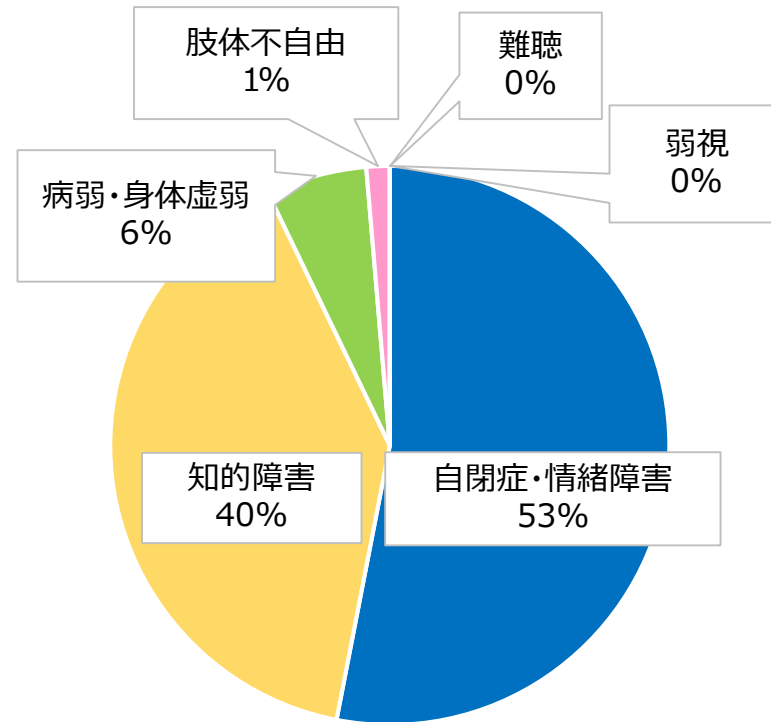
種類	種別等	堺市の配置 (令和5年5月1日時点)
支援学校	知的障害（分校は肢体不自由）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・百舌鳥支援学校</li> <li>・百舌鳥支援分校（旭中学校敷地内）</li> <li>・上神谷支援学校</li> </ul>
支援学級	知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視難聴、自閉症・情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 92校 480学級 2,742人</li> <li>・中学校 43校 189学級 1,055人</li> </ul>
通級指導教室	言語障害、弱視、難聴、自閉症・情緒障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等 （時数：週あたり1～8時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 42校 48教室 675人</li> <li>・中学校 14校 15教室 61人</li> </ul>
院内学級	病弱・身体虚弱 （堺市立総合医療センター院内学級を設置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家原寺小学校</li> <li>・津久野中学校</li> </ul>

# 支援学級在籍児童生徒の障害種別割合

## 【小学校】



## 【中学校】



- 自閉症・情緒障害
- 知的障害
- 病弱・身体虚弱
- 肢体不自由
- 難聴
- 弱視

(令和4年5月1日時点)

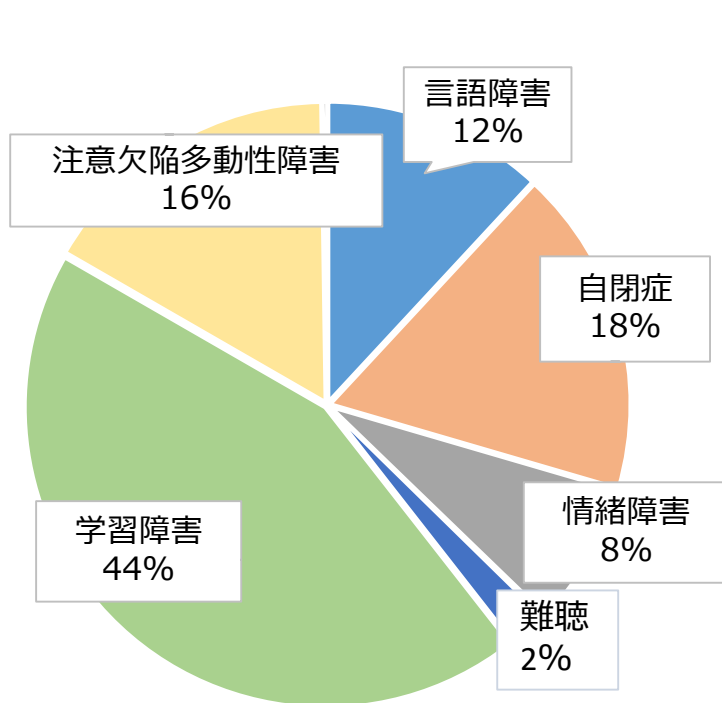
支援学級に在籍する児童生徒を障害種別で見ると、小学校、中学校ともに、「自閉症・情緒障害」が最も多く、続いて「知的障害」が続き、2つの分類で全体の9割程度を占めている。

(参考) 全国→ 自閉症・情緒障害：51% 知的障害：45% (令和3年5月1日時点)

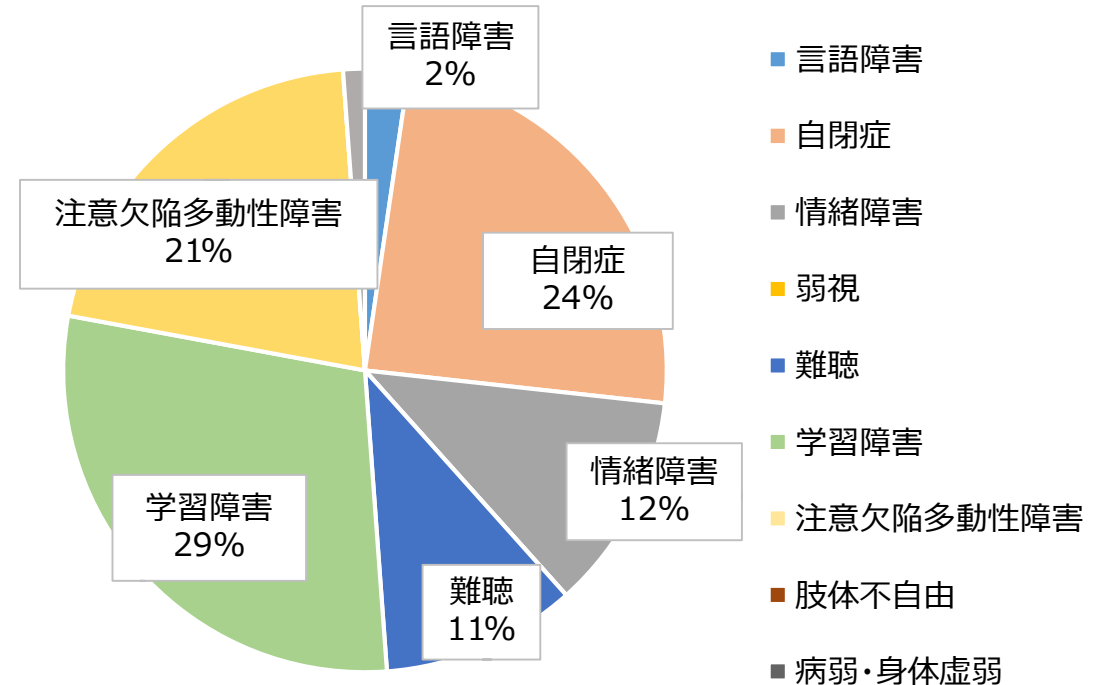
※全国的にも平成30年度を境に「自閉症・情緒障害」が「知的障害」を上回っている

# 通級指導教室在籍児童生徒の障害種別割合

## 【小学校】



## 【中学校】



(令和4年3月31日時点)

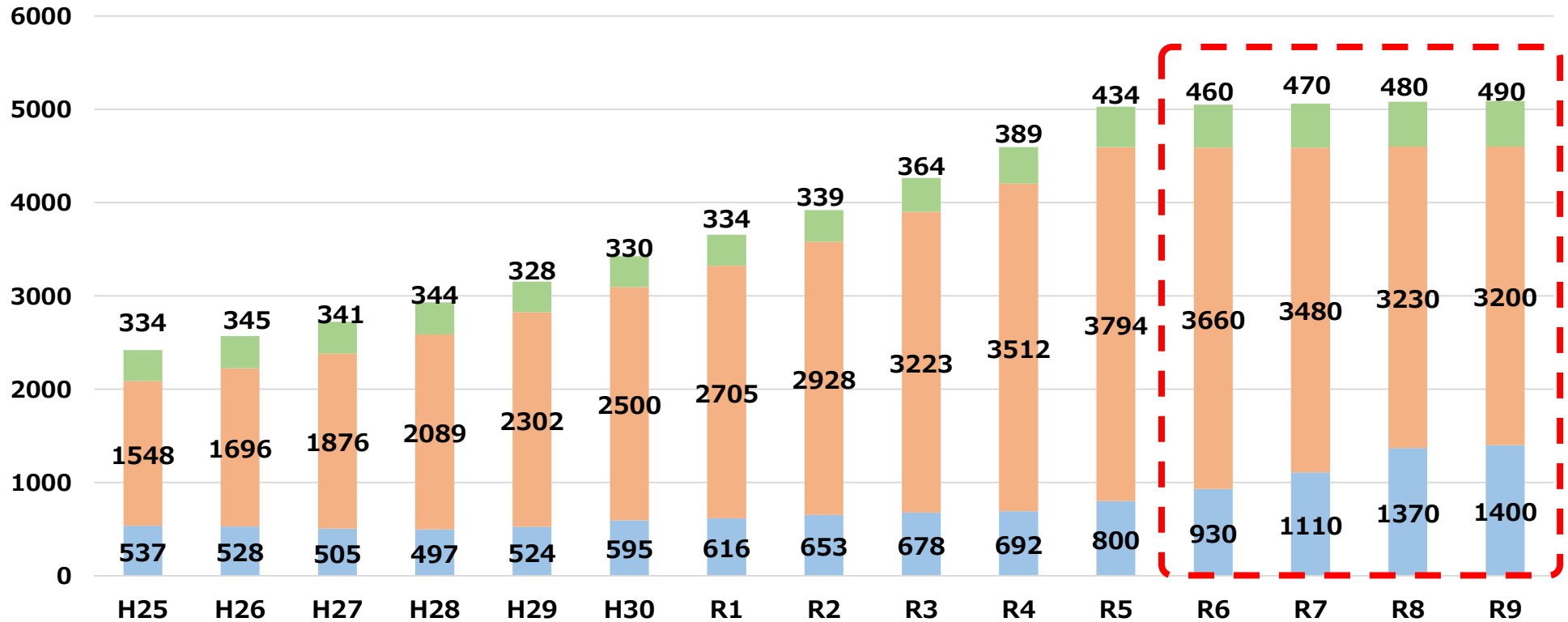
通級指導教室に在籍する児童生徒を障害種別で見ると、小学校、中学校ともに、学習障害が多く、次いで自閉症、注意欠陥多動性障害と続く。

(参考) 全国の状況 (令和2年5月1日時点)

①言語障害：26%、②注意欠陥多動性障害：21%、③自閉症：20%、④学習障害：19%

※なお、全国的に学習障害、注意欠陥多動性障害は、令和2年と令和元年の5月1日時点と比較して急増(1.3~1.4倍)している。

# 通級指導教室・支援学級・支援学校 在籍児童生徒数の推移



■ 通級指導教室    ■ 支援学級    ■ 支援学校    ※R6年度以降は推計値

【文部科学省通知のポイント】

- ・安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えない
- ・自校通級や巡回指導を一層推進

## 令和5年度以降の本市の傾向

種別	児童・生徒数
① 支援学校	増加傾向
② 支援学級	減少傾向（国の方針により③へ転換）
③ 通級指導教室	大幅に増加傾向（②から転換される受け皿）

児童生徒数は、  
令和9年度をピーク  
に減少傾向

# 特別支援教育の課題

種類	課題等
支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援学校児童生徒数の増加に伴う<b>教室数の確保</b></li> <li>・教室数の確保と並行した、<b>よりよい教育環境の確保</b></li> </ul>
支援学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>通級指導教室</b>で対応可能な障害種別の児童生徒が<b>支援学級に多数在籍</b>していること等から、近年、<b>支援学級数が増加傾向にあることへの対応</b></li> <li>※「通級指導教室で対応可能な障害種別」とは、吃音などの言語障害や、発達障害（自閉症・注意欠陥多動性障害、学習障害）、情緒障害等</li> </ul>
通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>小学校、中学校</b>における通級指導教室の<b>増加への対応</b>（上記「支援学級」の取組等）</li> </ul>
通常の学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の学級に在籍している、<b>配慮を要する児童生徒への対応</b></li> <li>※通常の学級に在籍し、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合：8.8%</li> </ul>
特別支援教育 全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的には支援が必要な<b>児童生徒数増加</b>に伴う、<b>教員の数と質の確保</b></li> <li>・中長期的には支援が必要な<b>児童生徒数減少</b>に向けた、<b>教育水準の維持</b>（教員確保）</li> <li>・<b>すべての教員</b>における<b>発達障害等の特性を踏まえた</b>学校経営や授業の実施</li> <li>・<b>学校群</b>や<b>ICT</b>の特性を生かした<b>効果的な活用</b></li> </ul>



---

# 堺市の特別支援教育のめざす姿

## めざす姿

共生社会の一員として、「**ともに認め合い、支える**」ことができる子どもを育む



## 方策

- ① **計画的・継続的な「ともに学ぶ活動」の実践**
- ② **教育的ニーズに応じた、「それぞれの学びの場」の円滑な接続**
- ③ **障害の特性理解や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」の提供**

ユニバーサルデザイン

多様性

合理的配慮

## 小学校・中学校（就学中）

### <それぞれの“学びの場”の取組>

支援学校

支援学級

通級指導  
教室

通常  
の  
級

### <特別支援教育全体に関する対応>

【校内体制、教員の資質、ICT機能の活用】

就  
学  
前

早期から  
の対応

卒  
業  
後

社会への  
接続

- ユニバーサルデザインをはじめとした考え方をいかに組み込んでいくか
- 小学校、中学校の段階だけでなく、「就学前」や「卒業後」との関係性が重要

# 小学校・中学校段階での取組の方向性（案）①

種類	課題等	方向性（案）
支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室数の確保</li> <li>・よりよい教育環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の狭隘化に対して、教育財産を活用した抜本的な対応</li> <li>・通学用スクールバスの通学時間短縮に向けた対応</li> <li>・近隣校や居住校区との交流</li> </ul>
支援学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍児童生徒の増加への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の障害、特性等に応じた学びの場の見直し</li> <li>・支援学校、通常の学級と連携した特色ある学級運営</li> <li>・通常の学級や通級指導教室との交流など、多様性の尊重を念頭においた学級運営</li> </ul>
通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室数の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通級指導教室の増加に向けた段階的に自校で通級指導が受けられる体制の整備や巡回通級指導の導入</li> <li>・学校群での特別支援教育を視野に入れた小中組合せ巡回通級指導の導入</li> <li>・通常の学級や支援学級との交流など、多様性の尊重を念頭においた学級運営</li> </ul>
通常の学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮を要する児童生徒への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの視点を踏まえた学習環境の形成</li> <li>・子どもの実態の適切な把握、集団における授業の工夫、合理的配慮の提供</li> <li>・障害のある子どもと障害のない子どもが、ともに活動する「交流及び共同学習」の充実</li> <li>・通級指導教室や支援学級との交流など、多様性の尊重を念頭においた学級運営</li> </ul>

# 小学校・中学校段階での取組の方向性（案） ②

種類	課題等	方向性（案）
特別支援教育全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の人数と資質の確保</li> <li>・教育水準の維持</li> <li>・特性を踏まえた学校経営・授業</li> <li>・効果的な活用手法（学校群等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育に関する校内体制の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内委員会の機能強化</li> <li>・通常の学級担任等を支える校内体制の構築</li> <li>・特別な教育的支援を必要としている児童生徒の把握及び状況の共有</li> <li>・学校群を視野に入れた体制の検討</li> </ul> </li> <li>○子どもの発達段階や環境に対応できる、教員の専門性・資質の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての教員への研修の充実</li> <li>・支援学校センター的機能の充実</li> <li>・「特別支援学校」の採用枠の拡充、特別支援学校と小中の人事交流の拡充</li> </ul> </li> <li>○ICTの利活用による指導・支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの特性等に応じたICT教育ソフトの活用</li> <li>・児童生徒の状況のデータ化による効果的な取組の推進や教員の負担軽減及び情報活用能力の育成</li> </ul> </li> </ul>